近畿地方小委員会について

1. 目的

直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、意見を聴取すること等を目的として設置。

2. 主な議題等

- ① 新規事業採択時評価
- ② 計画段階評価
- ③ 地域の道路事業の効率的な実施について意見聴取
- ①、②については、道路分科会事業評価部会に報告。

国土交通省所管公共事業における政策目標型事業評価について 🔮 近畿地方整備局



公共事業の実施過程の透明性を一層向上させるため、事業の必要性等が検証可能となるよう 評価の手法を改善するとともに、計画段階での事業評価を新たに導入

1. 政策目標評価型事業評価の導入

政策目標評価型事業評価として、以下の取り組みを 実施する。

①事業の必要性や内容が検証可能となるよう

評価の手法を改善

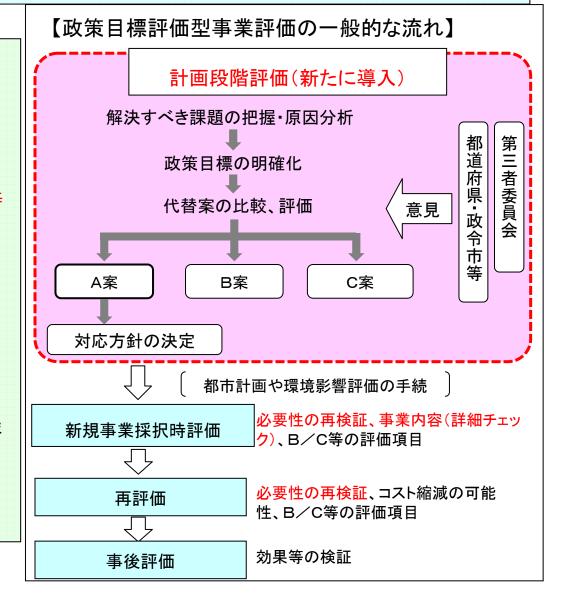
○事業目的となる解決すべき課題・背景の把握、原 因分析

〇政策目標の明確化

〇政策目標に応じて評価項目を設定し、代替案を提 示した上で、具体的データやコスト等から比較、評価

②計画段階の事業評価を導入

〇代替案の比較評価を行う計画段階における事業評 価を実施



国土交通省所管公共事業における政策目標型事業評価について 🔮 近畿地方整備局



2. 計画段階評価の基本的枠組み

〇評価の対象

国土交通省所管公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災 害復旧に係る事業等を除く、右表に掲げる直轄事業等

〇評価の時期

右表に掲げる時期を原則とする

〇都道府県・政令市及び第三者意見聴取

事業の内容について関係する都道府県・政令市等の意見を聴 いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意 見を聴く

※ 河川事業、ダム事業について

河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等において、当該事業の 代替案の比較評価を含めた審議等を経て、河川整備計画の策定・変更を行う場合 は、計画段階評価の手続きが行われたものと位置付ける

3. 試行等について

〇平成22年度においては、一部の直轄事業について 計画段階評価を試行

※経過措置

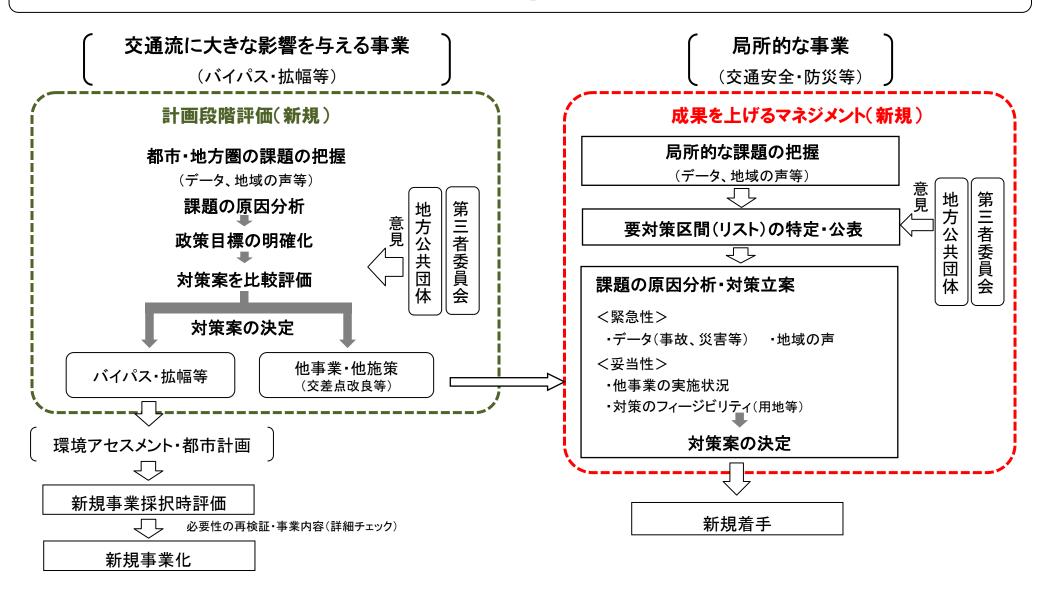
平成23年度予算に係る新規事業採択時評価を実施 する事業は、計画段階評価を併せて実施 等

計画段階評価の対象事業、実施時期

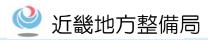
所管部局	計画段階評価 の対象とする事業	計画段階評価 の実施時期
河川局	河川事業	・ 新規事業採択時評価の 前年度まで
	ダム事業	
	砂防事業	
	地すべり対策事業	
河川局 港湾局	海岸事業	
道路局	新設•改築事業	都市計画や環境影響評価の 手続きに入る前の段階
		上記手続き対象外の場合は、 新規事業採択時評価の前年 度まで
港湾局	港湾整備事業	新規事業採択時評価の 前年度まで
航空局	空港整備事業	
都市·地域 整備局	都市公園事業	

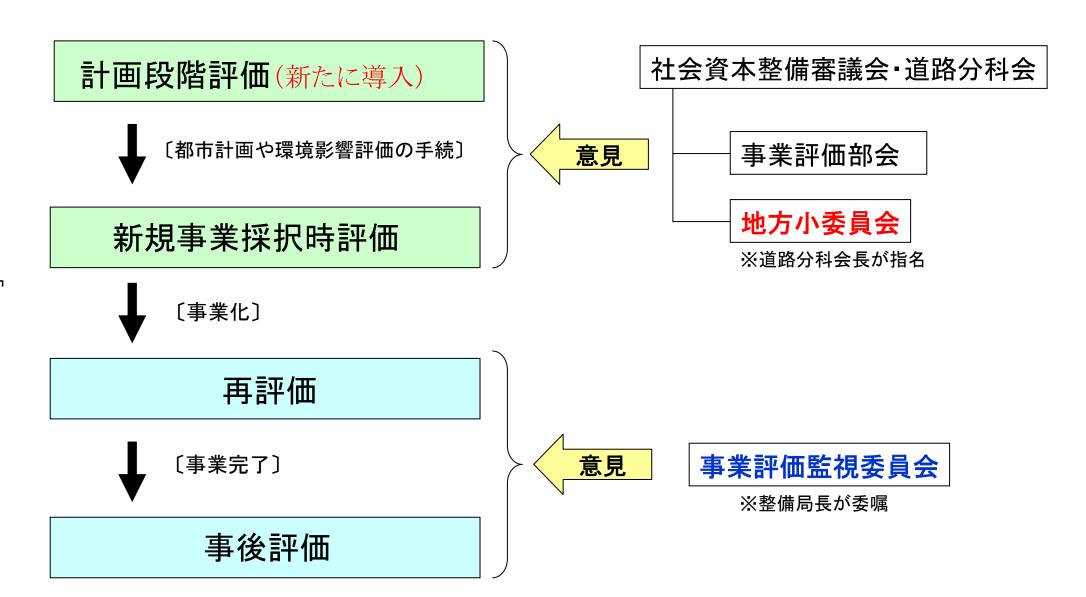
政策目標型事業評価の導入に係る道路事業における取組み堂 近畿地方整備局

道路事業の透明性・効率性を高めるため、バイパス・拡幅事業等に計画段階評価を導入するとともに、局所的な 事業に対し、データ等に基づく「成果を上げるマネジメント」の取組みを導入。



国が行う道路整備の各段階における事業評価と第三者委員会





5

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領(抄)

- 第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存
 - 1 評価の実施手続
 - (1) 評価の実施主体は、本省又は外局(以下「本省等」という。)とする。
 - (2) 評価の実施時期は、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
 - (3) 評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。
 - ① 直轄事業 地方支分部局等は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等(以下「データ収集等」という。)を行い、評価を受けるために必要な資料(以下「評価に係る資料」という。)を作成するとともに、本省等に提出する。本省等は、当該事業の予算化について、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、地方支分部局等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。